

# 新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者 認定申請書類チェックシート

事務局用	受付日	月 日
	受付No.	
	受付者	

※色付き部分に記入・チェックしてください。

申請事業者名	
新商品等の名称※	

※実施計画の「新商品等の名称（p3）」を記入してください。

以下の点を全て確認の上、確認欄にチェックし、本状を提出してください。

（ご担当者の名刺を貼付してください。）

## 1 提出書類の確認（詳細は募集要項「7（3）提出書類」を参照してください。）

	提出書類	部数	確認	事務局用
①	新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書 ※代表者印をご捺印ください ※物品/役務のいずれかを選択してください。	3部 （正本1部、 写し2部）		
②	新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（実施計画）※申請書様式（ワード）p.2以降	3部		
③	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 個人の場合は住民票記載事項証明書 ※直近3ヶ月以内のもの	1部 （正本1部）		
④	直近2営業期間の貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合は、事業用資産の概要が記載された書類）	各2部		
⑤	会社概要	1部		
⑥	新商品等の詳細がわかるカタログ	2部		
⑦	新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書類チェックシート（本状）	1部		

※ 申請書類は原則A4サイズで提出してください。

※ 正本用として1セット（①～⑦を1部ずつ）作成し、残部と併せてご提出ください。

※ 提出していただいた書類は返却しませんので、予めご了承ください。

## 2 資格要件等の確認

	確認項目	確認方法	確認	事務局用
1	都内に実質的な主たる事務所を有すること	次のいずれも満たすことを確認してください。 ① 都内に登記された事業所があるか ② 会社概要、製品カタログ、ホームページ、名刺等の記載から、一貫して本店（本社）が都内にあると見受けられるか ※ ②について疑義がある場合、納税証明書等を確認させていただくことがあります。		
2	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者であること（認定を受けようとする法人を設立しようとする方を含みます。）	資本金：登記事項証明書で確認してください。 従業員：実施計画の従業者数（p.2）で確認してください。 （規定要件） 製造業など：資本金3億円以下又は従業員300人以下 サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下 小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下 ※詳細は募集要項p.9「別添1」を参照してください。		
3	大企業が実質的に経営に参画していないこと	実施計画の株主構成（p.2）が次のいずれも満たすことを確認してください。 ① 大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していないこと ② 大企業が複数で発行株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していないこと ※ ここでいう「大企業」とは、上記確認項目2の中小企業者に該当しないものをいいます。		
4	販売開始が平成21年2月以降であること	実施計画（p.3）で確認してください。		
5	認定対象であること	・食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、建設工事等における工法・技術でないこと ・過去に申請した同一商品でないこと ※詳細は募集要項p.4「3.（2）認定対象商品」で確認してください。		
6	実施計画の記載	すべてに記載があることを確認してください。 ※該当しない項目に「該当なし」と記入があるか ※別紙を添付する場合は、別紙1、別紙2と明示しているか		